

運送事業者への低公害車普及促進補助金公募要領

この要領は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、農政環境部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）等に定めるもののほか、要綱第 22 条第 1 項に基づき、運送事業者への低公害車普及促進補助事業補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

第 1 条 要綱及び本要領における用語の定義

- (1) 燃料電池バス 燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規程による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、乗車定員が 11 人以上のもの。
- (2) リース契約 燃料電池バスの貸主が、当該燃料電池バスの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池バスを使用収益する権利を与え、借主は、貸主に対し、当該燃料電池バスの使用料を支払う契約。
- (3) リース事業者 リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたもの（以下、「リース契約等」という。）に基づき、燃料電池バスの貸付等を行う者。

第 2 条 補助事業の対象となる者

県内に使用の本拠を置く燃料電池バスを導入する次に掲げる者。

ただし、環境省が公益財団法人北海道環境財団を通じて行う「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水素を活用した社会基盤構築事業）」の交付決定を受けた者に限る。

- (1) 民間企業（リース事業者を含む。）
- (2) 地方公共団体
- (3) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- (4) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (5) 法律により直接設立された法人
- (6) その他知事が認める者

第 3 条 補助対象となる経費

補助金の交付対象となる経費は、補助対象バスの車両本体価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。ただし、オプション等の諸費用は含まない。

第 4 条 補助金の額

一律一定額とする。

トヨタ SORA 10,000 千円

第 5 条 交付申請に必要な書類

- 1 交付申請に必要な書類は次のとおりとする。
- 2 要綱第 4 条の規定による交付決定の前に事業等に着手する場合は、事前着手承認申請書（要領様式 1）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を事前着手承認通知書（要領様式 2）により当該申請者に通知するものとし、事前着手承認申請書に記載の着手予定年月日以降に発生した経費（当該年度中に発生したものに限

る。) についても補助事業の対象とするものとする。

	提出書類	様式
申請書	補助金交付申請書	要綱様式第 1 号 別記 収支予算書
	誓約書※	要綱様式第 2 号 誓約書（暴排条例）
（添付書類）		
1	補助対象事業の概要	要綱（別紙様式 1）
2	見積書（車両本体価格が明記されているもの）の写し	
3	導入予定車両の性能が分かる仕様書、カタログ等の写し	
4	環境省補助金の交付決定通知書の写し	
5	印鑑証明書の原本※ （申請日時点で発行から 3 か月以内のもの）	
6	登記事項証明書（現在事項全部証明書）の原本※ （申請日時点で発行から 3 か月以内のもの）	
7	＜リース事業者の場合のみ提出＞ 貸与料金の算定根拠明細書	
8	消費税及び地方消費税の取扱いについて（報告）※	要領（別紙）
9	＜交付決定前に補助金に係る事業に着手する場合は提出＞ 事前着手承認申請書	要領（様式 1）

※リース契約等の場合、リース事業者と予定貸与先のものが必要。

地方公共団体は提出不要。

第 6 条 実績報告に必要な書類

実績報告に必要な書類は、次のとおりとする。

	提出書類	様式
報告書	補助事業実績報告書	要綱様式第 11 号 別記 収支決算書
（添付書類）		
1	補助対象事業の概要	要綱（別紙様式 1）
2	車両の購入に係る請求書等の写し	
3	車両代金の支払いに係る領収書等の写し	
4	購入車両の自動車検査証の写し	
5	環境省補助金の補助金額確定通知書の写し	
6	＜リース事業者の場合のみ提出＞ 車両の賃貸借契約書の写し	
7	＜リース事業者の場合のみ提出。ただし、補助金の交付申	

	請の際に添付したものから変更がない場合は不要> 貸与料金の算定根拠明細書	
8	<市町の補助金を受ける場合のみ提出> 市町補助金の交付決定通知書の写し	

附則

- 1 この公募要領は、令和2年6月24日から施行する。
- 2 当該補助金の交付決定に係る必要な手続き及びその他の行為は、この公募要領の施行の日前においても、この公募要領の規定の例によりすることができる。